

2019年度 自衛消防業務再講習案内

《 福岡市消防局 》

【 受講対象者 】

最後に自衛消防業務に関する講習（新規講習，再講習又は追加講習）を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内の方で，消防法施行令第4条の2の4の規定に基づく防火対象物の消防計画において定める自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長として従事されている方が対象となります。

1 受講申込みについて

(1) 福岡市内の対象物で自衛消防業務に従事される方へ

- ① 福岡市民防災センター（092-847-5990）に必ず事前予約を行ってください。
※事前予約の受付は3月5日(火)9:00～開始します。
- ② ①の事前予約が終わった方は，講習受講予定日の1か月前までに必要書類を福岡市民防災センターへ送付してください。

(2) 福岡市外の対象物で自衛消防業務に従事される方へ

- ① 管轄の消防本部から日程を指定されている方は，講習受講予定日の1か月前までに必要書類を福岡市民防災センターへ送付してください。
- ② ①以外の方は，管轄の消防本部にお問い合わせください。

2 講習日

回	講習日	回	講習日
1	5月30日（木）	6	9月20日（金）
2	6月28日（金）	7	10月4日（金）
3	7月5日（金）	8	1月31日（金）
4	8月30日（金）	9	2月14日（金）
5	9月10日（火）	10	3月26日（木）

3 講習時間：9時30分～16時30分まで（受付時間：9時00分～9時25分）

4 講習会場：福岡市民防災センター（福岡市早良区百道浜1丁目3番3号）

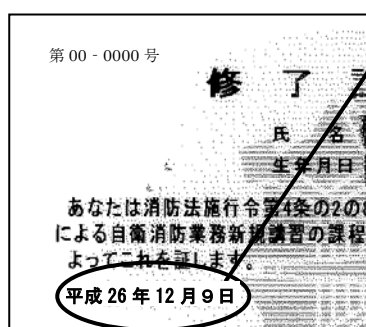
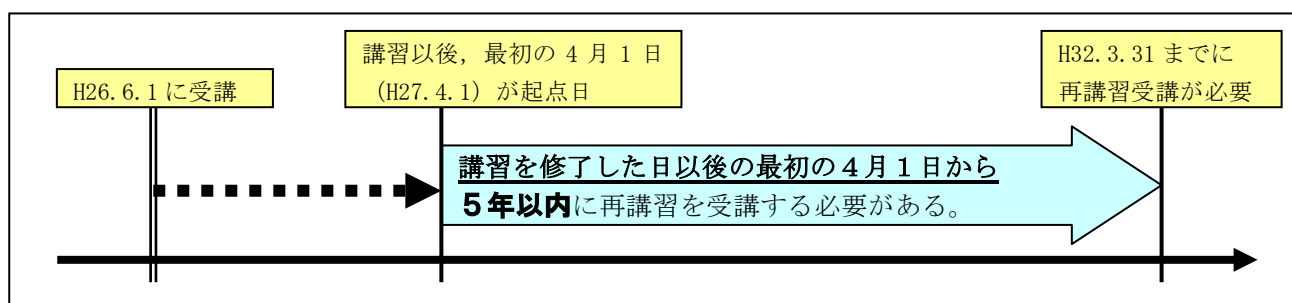
5 受講料：20,000円（非課税）

※ お支払いは受講当日となります。

※ お支払い後の受講料の返金は出来ませんので，予めご了承下さい。

6 受講期限について

自衛消防業務再講習は，最後に受講（新規講習，再講習又は追加講習）した日以後の最初の4月1日から5年以内に受講する必要があります。（下図参照）



修了証交付日が，

H26. 4. 1～H27. 3. 31 の方は，H31. 4. 1～H32. 3. 31 の間に受講
 H27. 4. 1～H28. 3. 31 の方は，H32. 4. 1～H33. 3. 31 の間に受講
 H28. 4. 1～H29. 3. 31 の方は，H33. 4. 1～H34. 3. 31 の間に受講
 H29. 4. 1～H30. 3. 31 の方は，H34. 4. 1～H35. 3. 31 の間に受講
 H30. 4. 1～H31. 3. 31 の方は，H35. 4. 1～H36. 3. 31 の間に受講

※資格をお持ちでも「統括管理者」又は「本部隊の班長」として従事されていない方は，「再講習」の受講義務はありません。